

スマートフォンを経由した利用者情報の  
取扱いに関するWG  
中間取りまとめの概要

---

平成24年4月11日  
スマートフォンを経由した利用者情報の  
取扱いに関するWG

## ■ スマートフォンの急速な普及

平成23年度において、スマートフォンの国内出荷台数は2,000万台超（携帯電話端末の総出荷台数の約50%）となるほか、携帯電話総契約数の20%超がスマートフォンに係る契約となる見込み。

## ■ アプリケーションによる端末内の利用者情報へのアクセス

スマートフォンには行動履歴や通信履歴等の様々な利用者情報が蓄積。それらに対してアプリケーションがアクセスを行い、外部へ送信している場合があり、当該利用者情報の利用目的等が不明瞭な場合もある。



## ■ 他方、利用者情報を取得されることに不安を感じる利用者は3割程度



## 中間取りまとめのポイント

## ■ スマートフォンの利用者が、次の事項の現状について認識できるよう、事実関係及び今後の論点を整理

- ① スマートフォンを巡るサービス構造（携帯キャリア、OS事業者、アプリ開発者等）
- ② 利用者情報の取扱いに関する現状（主な利用者情報、利用者情報の取得、情報収集の実態と目的等）
- ③ 今後の論点（利用者情報の性質・分類、利用者情報の取得・管理・利用の在り方、利用者に対する周知の在り方）

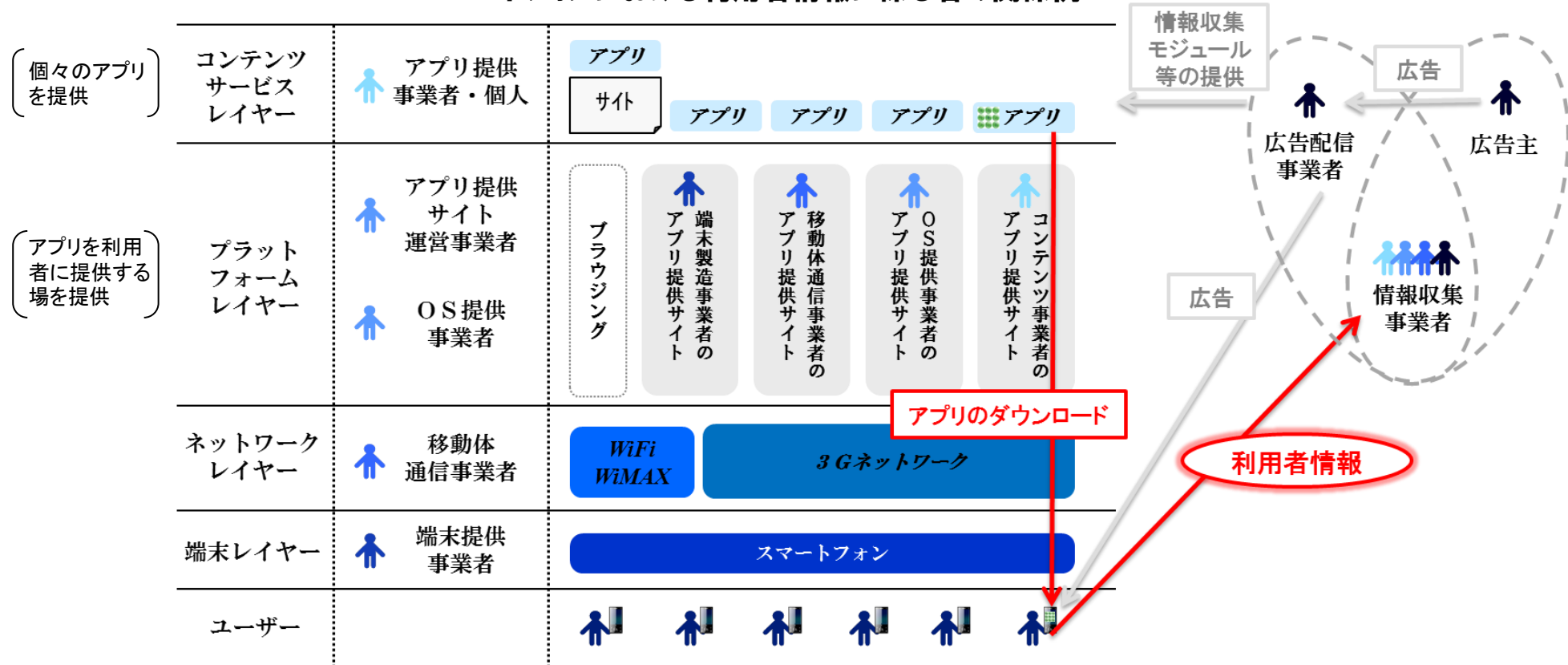
## ■ 利用者自身が注意すべき事項を整理（スマートフォン プライバシー ガイド）

利用者情報の取扱いは、関係する事業者において適正に行われるべきものであるが、スマートフォンの利用には自己責任が求められる側面もあることから、利用者自身で注意すべき事項について整理。

# スマートフォンサービスの構造

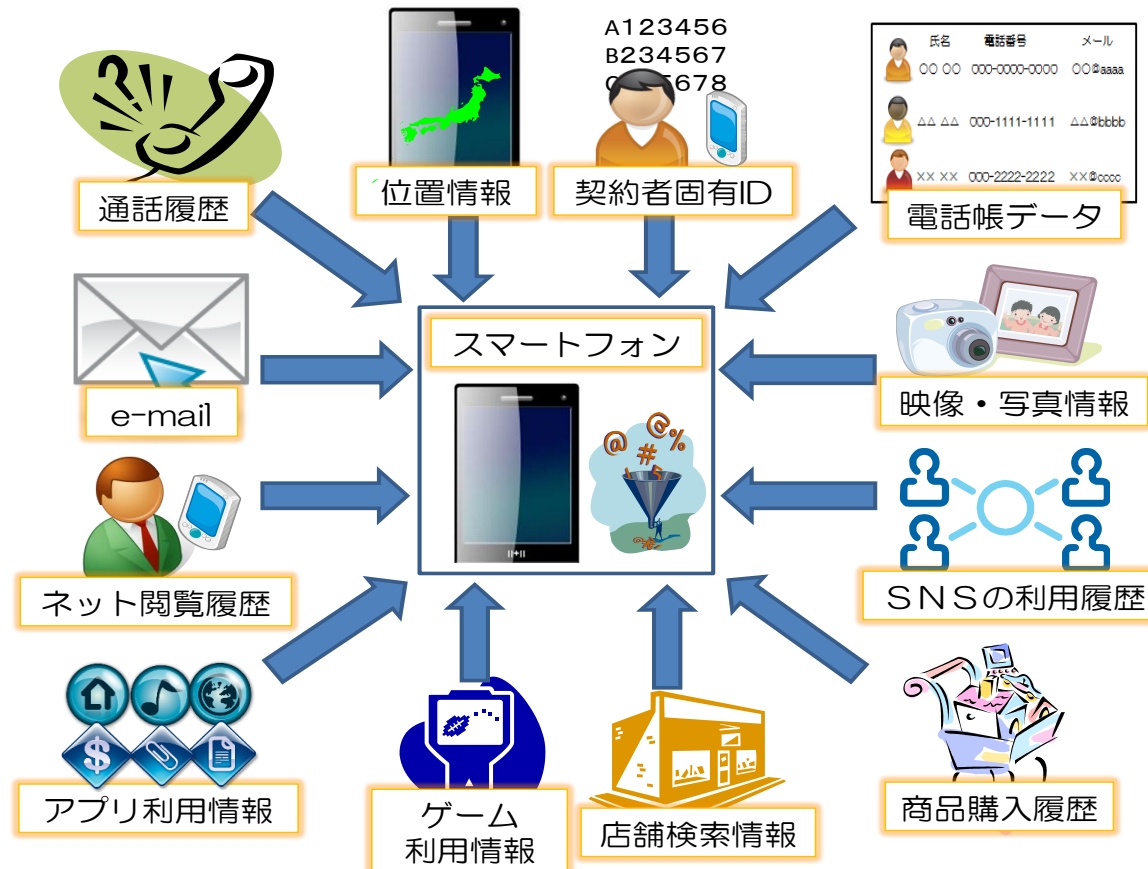
- スマートフォンにおいては、携帯電話事業者がインフラからコンテンツまでサービス全体を提供する従来の携帯電話と異なり、サービスのレイヤー(層)ごとに多様な事業者がそれぞれの役割を持ってサービスを展開。
  - スマートフォンに搭載されるオペレーティングシステム(OS)を提供する事業者は、一般にアプリ提供サイトの運営を行っており、端末開発、通信ネットワーク利用、アプリ提供、課金・認証等、各レイヤーに影響力を有している。
  - 広告配信事業者が提供する情報収集モジュールをアプリに組み込むことで、アプリケーション開発者が一定の対価を得、さらに、その情報収集モジュールを通じ、利用者情報が情報収集事業者等へ送信される場合があると指摘されている。

## スマートフォンにおける利用者情報に係る者の関係例



- 常に電源を入れてネットワークに接続した状態で持ち歩くスマートフォンは、PCに比べて利用者との結びつきが強く、利用者の行動履歴や通信履歴等の多種多様な情報を取得・蓄積することが可能
  - 電話番号及びアドレス帳で管理されるデータ、GPS等による高精度の位置情報

## スマートフォンにおける主な利用者情報



# スマートフォンにおける利用者情報の取得

	App Store	Google Play	Windows Phone Marketplace
アプリ提供サイトの運営母体	Apple Inc.	Google Inc.	Microsoft Corporation
アプリ掲載に係る審査、ポリシー	アップル社による事前審査 ユーザーの事前の許可を得ずデータがどこでどのように使用されるか情報を提供せずに、アプリはユーザーに関する情報を送信してはならない	アプリ開発者と締結する契約(Developer Distribution Agreement)とアプリ掲載者の自己審査 アプリ開発者はユーザーのプライバシーと法的権利を守ることに同意する(法的に適切な通知と保護を行う必要)	マイクロソフト社による事前審査 アプリケーションが取得できる情報が限定されている上、使用目的、送信するデータの内容について事前にユーザーに許可を得る必要がある。
各OS搭載端末についてアプリをダウンロードできるマーケット	App Storeのみ	デフォルトはGoogle Play(それ以外からはユーザーの承認が必要)。ただし、移動体通信事業者の判断によるカスタマイズも可能。	Windows Phone Marketplaceのみ
利用者情報の利用許諾画面の例			

スマートフォンによる利用者情報の収集目的は、一般にサービスの提供・向上や利用者の趣向に応じた広告の表示等とされているが、実際にどのように活用されているか必ずしも明確ではない。

## アプリケーションによる情報収集の実態

### 【 KDDI研究所による調査】

- 2011年8月に選定した980個のアプリについての分析
  - 558(56.9%)のアプリに、情報収集モジュール※が存在  
(※)スマートフォンに蓄積された情報を収集する機能を持つ一連のプログラム。広告配信事業者等が提供し、アプリ作成者がアプリに組込む。
  - アンドロイドの利用許諾については、端末ID等に係るものが57.9%、位置情報(GPS)に係るものが26.4%に存在。
- 2011年12月-1月に400個のアプリの挙動解析を実施
  - 181個のアプリについて、契約者固有IDや位置情報を外部送信
  - うち、167個についてはアプリケーションにおける利用許諾がなく、情報の外部送信について説明が不十分

## 利用者情報の収集目的と活用状況

- アプリによる利用者情報の活用方法については、大きく分けて①～④のようなものが想定される。
  - ① アプリがそれ自体のサービス提供のために用いる場合(利用者が情報を入力等しなくとも既存の情報を利用してすぐに利便性の高いサービスを利用することが可能となる場合も多い)
  - ② アプリ提供者が、アプリの利用状況等を把握することにより、今後のサービス開発や市場調査のために用いる場合
  - ③ スマートフォンの位置情報あるいは契約者固有ID等の利用者情報を情報収集事業者等が取得し、広告サービス等に活用する場合又はその他の市場調査等の情報分析等に活用する場合
  - ④ 現段階では目的が明確ではないが、将来的な利用可能性等を見込んで利用者情報を取得する場合

# 利用者情報に係る諸外国の取組

- **米国**においては、本年(2012年)2月、
  - ・ ホワイトハウスが、消費者のオンライン・プライバシーを保護するため、消費者が自らの個人データに関して有する権利を明らかにしたプライバシー権利章典を発表
  - ・ カリフォルニア州司法長官が、プラットフォーム6社(アップル社、グーグル社、マイクロソフト社等)と、各事業者が運営するアプリケーション提供サイト等においてスマートフォン等のアプリケーションに係るプライバシーの保護に取り組むことで合意
- **欧州**においては、本年1月、EUの個人データ保護に関する1995年EUデータ保護指令を見直し、個人情報の一層の保護の図るための「個人データ保護規則」案を公表

米 国



欧 州



## プライバシー権利章典

- 「プライバシー権利章典」として、次の7箇条を規定
  1. 個人によるコントロール
  2. 透明性
  3. 経緯の尊重
  4. 安全性
  5. アクセスと正確性
  6. 対象を絞った収集
  7. 説明責任
- 今後、新しい権利章典に準ずる行動規範を検討する予定。

## カリフォルニア州司法長官とプラットフォーム事業者との合意

- カリフォルニア州法「オンラインプライバシー保護法」で定める基準を各事業者のアプリケーション提供サイトにおいて遵守することに合意
  - ・ アプリケーションについて明示的なプライバシーポリシーの提示
  - ・ ダウンロード前に利用者がプライバシーポリシーを確認できるようにすること
  - ・ 収集する個人情報の種類・用途・提供先を示す

等

## EUデータ保護指令の見直し ('個人データ保護規則'案)

- より強固な個人データ保護ルールの整備
  - ・ 個人データ保護に関する個人の権利の強化(忘れられる権利)
  - ・ プライバシー・バイ・デザイン原則の導入、データ保護官の任命義務
  - ・ 個人データ漏えい時の通知義務等
- データ保護に関するグローバルな課題への対応
  - ・ EU域内から域外の第三国への個人データの移動に関するルールの明確化・簡素化

等



## 【検討課題1: 利用者情報の取扱いの在り方】

### 利用者情報の 性質・分類

- 利用者に提供されるアプリケーションやサービスの内容・目的との関係により、望ましい情報の取扱いや取得方法を検討すべきではないか
- アプリケーションやサービス提供者が取扱う情報は「個人情報」、「個人データベース等」に該当するか。プライバシーとの関係はどうか

### 利用者情報の 取得・管理・ 利用の在り方

- 利用者情報の適切な取得方法はどうか
- 利用者情報の取得・利用の目的は、どの程度特定すべきか
- 利用者情報の第三者提供は、どのような範囲・方法でなされるべきか
- 利用者に対しどのように通知しまた同意を取得すべきか
- 取得後の利用者情報の利用・蓄積において考慮すべき事項は何か
- グローバルな議論の動向へ配慮し海外との連携を検討してはどうか

## 【検討課題2: 利用者に対する周知の在り方】

### 利用者に対する 周知の在り方

- どのようなスマートフォンの特性及びスマートフォンを通じたサービスの状況について周知すべきか
- スマートフォンを利用する上でのどのようなリスクを周知すべきか
- 国、関係事業者、業界団体、消費者団体等はそれぞれ又は相互に連携して、どのような方法によって利用者に向けた周知すべきか